

議案第 5 7 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する財産

土地			
所在地	現況地目	登記地目	地積（㎡）
羽生市大字堤字富士前 1 0 7 番	学校用地	学校敷地	8 , 0 0 9
羽生市大字堤字富士前 1 0 8 番 1	学校用地	学校敷地	3 4 0
羽生市大字堤字富士前 1 0 8 番 2	学校用地	学校敷地	5 9 0
羽生市大字堤字富士前 1 0 8 番 3	学校用地	学校敷地	2 8 0
羽生市大字堤字富士前 1 0 9 番 1	学校用地	学校用地	5 4 0
羽生市大字堤字富士前 1 1 0 番 1	学校用地	学校用地	2 5 8
羽生市大字堤字富士前 1 1 1 番 1	学校用地	学校敷地	1 3 2
羽生市大字堤字富士前 1 1 2 番	学校用地	宅地	4 1 3
羽生市大字堤字富士前 1 1 2 番 2	学校用地	雑種地	1 7 0
羽生市大字堤字富士前 1 1 2 番 3	学校用地	学校用地	1 4 6
羽生市大字堤字富士前 1 1 3 番 1	学校用地	田	1 , 0 9 9
羽生市大字堤字富士前 1 1 3 番 3	学校用地	雑種地	4 4
羽生市大字堤字富士前 1 1 3 番 4	学校用地	学校用地	7 . 6 9
羽生市大字堤字富士前 1 1 4 番	学校用地	畑	5 6 8
羽生市大字堤字富士前 1 1 5 番	学校用地	畑	1 , 4 5 4
羽生市大字堤字富士前 1 1 5 番 2	学校用地	学校用地	2 1 9
羽生市大字堤字富士前 1 1 5 番 3	学校用地	雑種地	5 8
羽生市大字堤字富士前 1 1 6 番 1	学校用地	畑	1 , 1 5 9

羽生市大字堤字富士前 1 1 6 番 2	学校用地	学校敷地	1 4 3
羽生市大字堤字富士前 1 1 7 番	学校用地	山林	1 0 5
羽生市大字堤字富士前 1 1 8 番	学校用地	山林	1 4 8
羽生市大字堤字富士前 1 1 9 番	学校用地	畑	4 1 6
羽生市大字堤字富士前 1 2 0 番 1	学校用地	畑	7 0 7
羽生市大字堤字富士前 1 2 1 番 1	学校用地	畑	7 6 2
			計17,767.69 m ² のうち概測 17,692.69 m ² （慰霊塔 敷地及び消 防施設用地 約75m ² を 控除）

建物等		
用途	構造・階層	延床面積（m ² ）
校舎	鉄筋コンクリート造・2階建	1,733.00
体育館	鉄骨造・平屋建	495.00
プレイルーム	鉄骨造・平屋建	150.00
物置	鉄骨造・平屋建	83.00
物置	鉄骨造・平屋建	24.00
物置	コンクリートブロック造・平屋建	5.00
便所	鉄骨造・平屋建	12.00
更衣室	鉄筋コンクリート造・平屋建	66.00
プール施設	鉄筋コンクリート造・平屋建	—
井戸	—	—

- 2 処 分 の 方 法 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第
1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約
- 3 処 分 金 額 金 6 3 , 5 9 8 , 0 0 0 円
- 4 処分の相手方 埼玉県さいたま市緑区東浦和一丁目 2 2 番 5
アミュード株式会社
代表取締役 栗 原 香 里
- 5 処 分 の 目 的 市内立地企業の業務拡大に伴い、未利用となっ
ている旧村君小学校跡地及び建物等を売却する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

埼玉県羽生市長 齋 藤 万紀子